ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から十二号までを順次結んだ線、標柱十二号と十三号を西予市道津布理十号線道路敷に沿って結んだ線、標柱十三号から二十一号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十一号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西予市三瓶町津布理

字松ノ木	七六九番一	一号
	七八八番	二号
	七八六番	三号
	七八二番	四号、五号及び十八号
	八六八番	六号及び七号
	八七二番	八号、十五号及び十六号
	八七三番	十七号
	七八四番	十九号
	七八〇番一	二十号及び二十一号
字大段	八七六番二	九号及び十三号
	八五〇番	十号
	八四六番	十一号及び十二号
	八七九番四	十四号

三(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

瀬戸南川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十九号までを順次結んだ線及び標柱一号と十九号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県西予市宇和町瀬戸

	三四一番一	一号
	九六〇番一	二号から六号まで
	九六〇番二	七号
	九九三番	八号から十号まで
	九九六番	十一号
	九八三番	十二号
	九八四番	十三号及び十四号
	九五八番	十五号
	九六五番一	十六号
	九六〇番一	十七号
	三四一番二	地先道路敷　十八号及び十九号

○関東地方整備局告示第十七号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価の業務を行う事務所の所在地等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年一月二十三日

一　登録番号　関東地方整備局長　15

二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称

株式会社神奈川建築確認検査機関

評価の業務を行う事務所の所在地の変更		
変更前	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号	
変更後	―	
変更年月日	平成二十六年一月一日	
評価員の氏名の変更		
変更前	長島　孝至	
変更後	―	

四(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

中ノ谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

イ　次に掲げる土地並びにこれらの土地に接する河川及び道路のうち、その接している区間の河川敷及び道路敷

愛媛県宇和島市保田

字中ノ谷	甲三五八番九
	甲三六三番一
	甲三六四番
	甲三六四番二及び甲三六四番三
	甲三六七番一から甲三六七番四まで
	乙一六八番一
	乙一七〇番一から乙一七〇番三まで
	乙一七一番
	乙一八三番
	乙一八五番及び乙一八六番
	乙一八七番二から乙一八七番八まで

ロ　次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域

愛媛県宇和島市保田

字中ノ谷　甲三五八番三三　一号から六号まで

○環境省告示第十一号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第三十四条の二第二項第二十四号及び第六十五条の四第一項第二十四号の規定に基づき、次に掲げる自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）に基づく都道府県立自然公園の特別地域のうちの一部の地域を、同法に基づく国立公園又は国定公園の特別地域と同等の規制を受けるものとして認定したので、告示する。

平成二十六年一月二十三日

環境大臣　石原　伸晃

千葉県の県立自然公園の第一種特別地域

関東地方整備局長　深澤　淳志

三(1)　評価の業務を行う事務所の所在地の変更

変更前	神奈川県相模原市南区相模大野三丁目3番1―501号
変更後	―
(2)　変更年月日	平成二十六年一月一日
四(1)　評価員の氏名の変更	
変更前	長島　孝至
変更後	―
(2)　変更年月日	平成二十六年一月一日

○関東地方整備局告示第十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年一月二十三日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　施行者の名称　茨城県

二　都市計画事業の種類及び名称　土浦・阿見都市計画道路事業三・四・十七号宍塚大岩田線及び三・四・七号中高津中貫線

三　事業施行期間　自平成二十六年一月二十三日至平成三十年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　茨城県土浦市下高津三丁目及び下高津二丁目地内

使用の部分　なし

○北海道開発局告示第二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年一月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年一月二十三日

北海道開発局長　澤田　和宏

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　二百三十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
留萌市大字留萌村字峠下三七七一番一地内	前	二〇・七八～二四・六三メートル	〇・二八四キロメートル
留萌市大字留萌村字幌糠一九三七番一地内	後	二三・六〇～三〇・五五メートル	〇・二八四キロメートル
留萌市大字留萌村字幌糠一九一三番二地内	前	二一・五一～二二・八八メートル	〇・〇六一キロメートル
	後	二一・八八～二八・二二メートル	〇・〇六一キロメートル
	前	二三・六八～二六・五二メートル	〇・〇二六キロメートル
	後	二〇・九六～二二・五二メートル	〇・〇二六キロメートル

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局留萌開発建設部

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四百五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓一六番三から同町字上久保内一九七番四まで	前	B　六・七三～一〇・一三メートル	一・七九八キロメートル	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		A　一一・八〇～四九・〇二メートル		
	後	B　七・二〇～一〇・一三メートル	一・七七〇キロメートル	
		A　一一・八〇～四九・〇二メートル		

(四)　図面縦覧場所　北海道開発局及び同局室蘭開発建設部